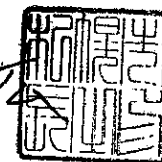


札幌市排水設備指定工事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月10日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第64号

札幌市排水設備指定工事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

札幌市排水設備指定工事業者の指定等に関する規則（平成19年規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(指定の申請等) 第2条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 条例第8条の9第1項の規定により、営業所に<u>専属させる業務登録者の名簿</u> (3)～(5) (略) 3 (略)	(指定の申請等) 第2条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) (略) (2) 条例第8条の9第1項の規定により、営業所に<u>配置する業務登録者の名簿</u> (3)～(5) (略) 3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。